

入所申込みをされる保護者の皆様へお知らせ

入所申込み手続きに個人番号（マイナンバー）の記載が必要です

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、『支給認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳兼現況届）』提出時においてマイナンバー（12桁の個人番号）の記載及び個人番号カードもしくは通知カードにてマイナンバーの提供が必要になりました。制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

【Q. 個人番号（マイナンバー）は何に使われる？】

A. 副食費徴収免除対象者の判定や支給認定に関する事務で使用します。

マイナンバーを利用することで、副食費の徴収免除かどうかの判断に必要な『所得課税証明書』などの書類の添付が不要になります。

《既に支給認定を受けている方（在園児等）について》

1. マイナンバーに関する提出書類

提出する必要はありません。

《支給認定を受けていない方（新規申込み等）について》

1. マイナンバーに関する提出書類

『個人番号(マイナンバー)申告書』に、世帯員全員のマイナンバーを記入し提出していただきます。

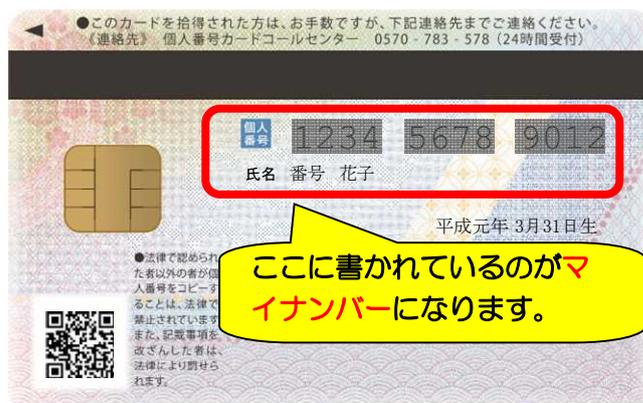
2. マイナンバーに関する書類の提出先

入園を希望する施設に提出してください。入所申込み関係書類（支給認定申請書等）と一緒に提出してください

（注）封筒に『個人番号(マイナンバー)申告書』のみを封入していただき、封筒に名前を記入して園に提出してください。 ※他の書類は封筒に入れなくてください。

マイナンバーの確認方法

①個人番号カード見本



②個人番号通知カード見本



拡大



※マイナンバーは、個人番号カード、個人番号通知カード以外にも、「個人番号記載の住民票の写し」により確認することができます。

お問い合わせ先
 大刀洗町教育委員会 こども課子育て支援係
 TEL 0942-77-6205